

令和6年度(2024)出雲市防災会議及び出雲市国民保護協議会（出雲市危機管理推進会議）議事録（開催日：令和6年5月27日）

内藤防災安全部長

ただ今から、令和6年度出雲市防災会議及び出雲市国民保護協議会（出雲市危機管理推進会議）を開会します。私は出雲市防災安全部部長内藤です。よろしくお願いいたします。それでは開会にあたり、会長である飯塚市長がご挨拶を申し上げます。

飯塚市長

出雲市防災会議の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。皆様におかれましては、平素から本市防災行政に格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、本市においては、過去3年間、大雨により広範囲で土砂崩れや浸水被害が発生し、市内全域に避難指示を発令しましたが、その際、本日お越しいただいている関係機関の皆様には、災害対応、災害復旧に対し、多大なるご協力いただきましたこと、改めてお礼申し上げます。

さて、近年、全国各地でこれまで経験したことがない規模の災害が発生しておりますが、能登半島地震では、一瞬にして日常生活を奪う大災害の恐ろしさを痛感したところでございます。特に地震はいつなにか発生するのか分からないため、地域で助け合い、そして、「日頃から災害に備える」という防災意識を皆様に持っていただくことが重要だと強く思っております。こうしたなか、本日は、関係機関が一堂に会し、顔が見える関係を構築し、防災に関して建設的な意見交換を図ることができる有意義な会議であると考えております。

本市といたしましても、昨年度、災害情報管理システムを導入するとともに、具体的な災害を想定した防災訓練を実施しておりますが、市民の安全・安心を確保するため、過去の災害を振り返りながら、関係機関の皆様と連携し、万全の体制で取り組んでいきたいと考えています。

本日は地域防災計画等の改定につきましてご審議をいただくこととしております。限られた時間ではありますが、皆様、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申しあげ、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

内藤防災安全部長

続いて、本日の会議資料を確認させていただきます。お手元の配付資料一覧と併せてご確認をお願いします。次第、委員名簿、資料1「令和5年度防災・減災・縮災の取組」、資料2「令和6年度防災・減災・縮災の取組」、資料3「出雲市地域防災計画の改定」、資料4「出雲市地域防災計画（原子力災害対策編）の改定」、資料5「出雲市防災訓練」、資料編、国土交通省出雲河川事務所「水道移管に関する説明資料」、以上です。それでは委員の皆様をご紹介します。委員名簿を

ご覧ください。委員紹介については、時間の関係上、委員名簿をもって紹介にかえさせていただきます。ご了承ください。なお、本会議は79名の委員で構成されていますが、本日、委員79名中、72名と過半数のご出席をいただいております。本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。それでは会議に入ります。会議は会長が行うこととなっておりますので、以降の進行は会長が行います。なお、会議については、資料と議事録をホームページに掲載することとしています。議事録は委員名を掲載せず、発言内容のみを掲載することといたしますが、皆様、議事録の掲載につきましてご理解をいただきますようお願いいたします。それでは、会長、よろしく申し上げます。

飯塚会長

改めまして会長の飯塚です。皆様にはスムーズな会議の進行につきましてご協力をいただきますようお願いいたします。それでは、会議に移ります。まず、報告事項(1)(2)について、一括して、事務局、説明をお願いします。

小形防災安全課課長補佐

資料1、令和5年度防災・減災・縮災の取組のうち、一般防災について説明します。なお、時間の都合もありますので、主な取組について説明します。それでは、資料1をご覧ください。1. 令和5年度の被害状況についてです。本市は、大雨により、令和3年度から3年連続で避難指示を発令していますが、令和5年度は7月8日から13日までの大雨、9月5日から大雨の2回、避難指示を発令しています。特に7月は島根県東部に、顕著な大雨に関する情報、線状降水帯が発生し、市内全域で大雨が降りました。2ページには災害体制の設置状況、避難情報の発令等を記載していますが、7月は、8日の大雨に対して災害体制の設置、避難指示を発令し、10日に解除したものの、13日、再び、大雨となり、災害体制を設置しました。なお、3ページの被害状況のとおり、7月の大雨では、非常に残念ですが、1名の尊い命が失われ、また、道路、河川、橋梁（きょうりょう）を中心に大きな被害が発生しました。

続いて、6ページをご覧ください。4. 防災訓練についてです。本市は、毎年、9月1日に関係機関等の皆様のご協力をいただき、防災訓練を実施しています。昨年度は大雨による土砂災害及び浸水被害を想定し、避難情報の収集・伝達、避難所運営などの訓練を実施しました。

続いて、7ページをご覧ください。6. デジタル式防災行政無線についてです。平成24年度から運用していた60メガヘルツ周波数帯の老朽化に伴い、該当地域の戸別受信機、屋外スピーカーを280メガヘルツ周波数帯に更新しました。なお、世帯数に対する防災行政無線の加入率を記載していますが、加入率が最も高いのは佐田地域で96.9%、最も低いのは平田地域で16.7%、全体は30.1%で、加入率は伸び悩んでいる状況です。本市としては、引き続き、広報いずも、ホームペ

ージ、防災講座、ケーブルテレビなどにより、防災無線の設置等について周知を行うとともに、防災無線だけでなく、8ページに記載している防災メールや防災情報サイトなど、様々なツールによる防災、災害情報の取得についても周知を行っています。なお、防災メールについては、年々、登録ユーザー数が増加しており、登録ユーザー数は1万人を超えています。また、防災情報サイトについては、詳細を資料編1ページから2ページに掲載していますので、ご確認いただくとともに、いずも防災メールの登録や防災情報サイトのお気に入り登録をいただきますよう、お願いいたします。

続いて、9. 災害協定の締結です。昨年度は株式会社ヒラオカと無人航空機（ドローン）による災害対策活動に関する協定を締結しました。これにより、関係機関や団体と締結した災害協定は55協定となります。

続いて、10. 防災出前講座及び11. 外国人向けの防災研修の実施については、防災意識を高めるため、積極的に、地域、学校、事業所に出向き、出前講座を実施するとともに、外国人住民のための防災研修を実施しています。

12. 防災資機材、備蓄食料については、年次的に整備しており、指定避難所において速やかに準備ができるよう、分散備蓄を行っています。

続いて、10ページをご覧ください。14. 防災士取得支援について、令和5年度は11名に助成を行っています。なお、先月末時点で、本市においては179名が防災士を取得されています。

続いて、11ページをご覧ください。18. 避難プラン（避難行動要支援者個別避難計画）の策定です。災害時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るための避難プラン（個別避難計画）については、避難行動要支援者名簿・個別避難計画管理システムにより、市と地区災害対策本部との情報共有を図るとともに、各地区災害対策本部にご協力いただき、避難プランの策定を進めています。

また、令和4年度から介護支援専門員などの福祉専門職に避難プランの策定を委託し、避難行動要支援者の安心・安全の確保に努めています。

続いて、19. 直接避難型福祉避難所の開設及び福祉避難所の運営方法の見直しについてです。災害時における避難所の開設・運営及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を踏まえ、福祉施設等のご協力をいただき、福祉施設に設置する福祉避難所（二次避難型）に加え、要配慮者が普段から通い慣れた福祉施設へ直接避難できる福祉施設（直接避難型）を設けることとし、併せて、直接避難型及び二次避難型の福祉避難所の開設・運営について、福祉事業所との協定により、開設・運営を福祉施設で行うこととしました。なお、協定を締結いただいた福祉事業所においては、直接避難する事前登録の候補者（要配慮者）を選定いただいております。今後、市が候補者を決定する予定です。なお、詳細は、資料編3ページから6ページに記載していますので、ご確認ください。

続いて、20. 島根半島における緊急ヘリポート調査の実施についてです。能登半島地震を踏まえ、災害時に孤立が想定される集落への救助・救援物資の輸送が速

やかに対応できるよう、県、自衛隊と連携し、ヘリポート調査を実施しました。

続いて12ページ、21. マンホールトイレの整備についてです。4月に開館した出雲だんだんとまとアリーナ（出雲市総合体育館）にマンホールトイレを整備しました。マンホールトイレの概要は図解のとおりですが、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもので、東日本大震災や熊本地震にも使用されています。

最後になりますが、22. 令和5年度に整備された防災関係事業について記載していますので、ご確認をいただきますよう、お願いします。以上で説明を終わります。

角原子力防災室長

原子力防災に関する令和5年度の取組について報告します。なお、時間の都合もありますので、主な取組について説明します。資料1の15ページをご覧ください。2. 周辺3市合同による島根原子力発電所の視察についてです。原発の安全対策工事の進捗や、2号機の再稼働判断に伴い中国電力に要請した事項への対応を確認するため、出雲市、安来市及び雲南市の3市合同で現地視察を実施しました。当日は、3市の副市長自ら発電所構内の安全対策、2号機原子炉建屋内の安全設備等を確認し、中国電力との意見交換を行いました。

16ページをご覧ください。6. 2号機の新燃料輸送に係る現地確認についてです。中国電力と締結している安全協定に基づき、島根原発への新燃料搬入時に、県等とともに現地確認を行いました。現地確認では、輸送時から到着に際し、トラブル等はなかったこと、また中国電力によって行われた放射線測定に立ち会い、法定基準値以下であったことを確認しました。

7. 島根原子力防災訓練についてです。原子力防災訓練は、毎年度、島根、鳥取両県と関係6市、関係機関の合同で実施しています。昨年度は10月に行政側の対応手順を確認する初動対応等訓練を行い、11月に市民の皆様にも参加いただき避難措置等訓練を行いました。避難措置等訓練では、市内5地区に参加いただき、久木地区の皆様には、避難先である広島県安芸高田市への広域避難を行っていただきました。その他の地区の皆様については、お住まいの地区の集合場所から避難退域時検査場所、放射性物質による汚染状況の検査を行う場所までの避難訓練を行い、車両検査、住民検査の流れを体験いただくとともに、原子力防災学習会に参加いただきました。

8. 原子力災害に備えた広域避難訓練についてです。関係機関合同の訓練とは別に市単独の取組として鳶巣地区の災害対策委員会等との共催で、同地区の避難先である広島県府中町への広域避難訓練を行いました。なお、この訪問がきっかけとなり、昨年12月に本市と府中町との間で、災害時相互応援協定を締結しています。

17ページをご覧ください。13番. 広島県内の避難先自治体訪問についてです。令和4年度末に、地区別の広域避難計画パンフレットを作成したことから、本市の避難先自治体を訪問し、避難計画に関する情報共有を図るとともに、原子力防災訓

練への協力依頼を行いました。

14番．広域避難受入れに関する担当者説明会についてです。毎年度、避難元、避難先自治体の担当者が一同に会し、意見交換会を実施しており、昨年度は原子力防災訓練の実施結果や島根原発の安全対策について説明し、意見交換を行いました。

15番．原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金（安全確保交付金）についてです。17ページ下段から18ページをご覧ください。この交付金は、原発立地地域の災害対応能力の向上に向けた取組を支援するため、昨年度、国が創設したものです。交付金は、国から県に交付されますが、島根県は交付金20億円を鳥取県と島根県内の関係4市に配分することとし、本市は2億6,300万円の配分を受けることになりました。本市では、避難計画の実効性向上に向け、島根原発から30キロ圏、いわゆるUPZを対象として、除雪機購入等の除雪対策事業や、市道の落石対策事業に交付金を活用する考えであり、令和7年度から3か年で事業実施を検討しています。

16．以降は、島根原発1号機関連の取組について記載しています。18．島根原発1号機の廃止措置計画変更に係る意見の提出についてに記載しているとおり、1号機の廃炉作業の進捗に伴い、昨年8月に中国電力から廃止措置計画の変更について報告を受けました。また、本件について県から意見照会がありました。これを受け、本市では市議会をはじめ、市民にも参加いただいている原子力発電所環境安全対策協議会、専門家で構成する原子力安全顧問会議で意見をお伺いしたうえで、本市としての意見を取りまとめ、中国電力及び県に対して提出しました。なお、1号機の廃止措置計画変更については、最終的に島根県の了解を得て、昨年12月に中国電力から原子力規制委員会に対して変更認可申請書が提出され、今月17日に原子力規制委員会から認可を受けています。以上で説明を終わります。

小形防災安全課課長補佐

資料2、令和6年度防災・減災・縮災の取組のうち、一般防災について説明します。資料2、1ページをご覧ください。2．市内43地区災害対策本部長会議を6月26日に開催し、災害体制、連絡手段、避難行動要支援者の個別避難計画等について、情報共有・連携強化を図ります。

防災訓練については、後ほど議事として説明します。

続いて2ページをご覧ください。5．6月2日には、国交省、県、本市及び雲南市水防団員等により、斐伊川水防訓練を実施します。

6．防災行政無線及びいずも防災メールについては、引き続き、ホームページ、広報いずも、防災出前講座など、様々な機会を活用し、加入促進を図るとともに、今年度は防災メールを多言語化する予定です。

また、7．防災意識等を高めるため、地域、学校、事業所における防災出前講座や外国人住民のための防災研修を実施します。

8．防災資機材・備蓄食糧については、年次的に整備することとし、記載してい

る資機材、備蓄食料を整備します。

続いて、3 ページ、10. 島根半島における分散備蓄についてです。分散備蓄については、資料編で説明します。資料編7 ページをご覧ください。能登半島地震では半島部で孤立地域が発生し、支援物資の供給に支障が生じた状況を踏まえ、県と連携し、道路状況等により物資の供給が滞る可能性がある島根半島沿岸部の集落に、食料と飲料水の分散備蓄を行います。なお、分散備蓄を行う対象集落は既に決定しており、対象集落の人口は、平田地域が西田、鰐淵、北浜、佐香、伊野地区の約3,200人、大社地域が日御碕、鵜鷺地区の約700人です。現在、避難所、集会所などの分散備蓄の保管場所について、地元の意向を伺っており、概ね7月中旬に保管場所が決定し、年度末までに物資を配置する予定です。また、分散備蓄を行う食料と飲料水は、9 ページに記載していますが、食料は1人1日3食、飲料水は1人1日1本となります。なお、ドライビスケットとレトルト食品は今後変更となる可能性もありますことを申し添えます。

それでは、資料2、3 ページに戻ります。12. 地域の防災力の向上を図るためには地区災害対策本部との連携は欠かせません。地区災害対策本部と意見交換会を開催し、情報共有・連携強化に努めるとともに、13. 今年度から地区災害対策本部が実施する災害対策等に関連した取組を支援するため、補助率

10/10、補助上限額5万円とする補助制度を設けたところです。

続いて、4 ページ、15. 避難プラン（避難行動要支援者個別避難計画）の策定についてです。災害時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るための避難プラン（個別避難計画）について、避難行動要支援者名簿・個別避難計画管理システムにより、市と地区災害対策本部との情報共有を図るとともに、各地区災害対策本部にご協力いただきながら策定を進めます。また、引き続き、福祉専門職に避難プランの策定を委託するとともに、直接避難型福祉避難所に避難する事前登録者（要配慮者）の避難プランの変更等を進めます。

最後になりますが、16. マンホールトイレについては、今年度、平田行政センターと斐川行政センターに整備します。

角原子力防災室長

続いて、今年度の原子力防災の主な取組について説明します。資料2の5 ページをご覧ください。4. 島根県原子力防災訓練については、県や関係自治体等と協議し、日程・内容を決定しますが、能登半島地震を踏まえた対応を盛り込む方向で検討しています。本市では、広域避難計画の対象地区が順番に住民避難訓練に参加いただけるようローテーションを組んでおり、日程等が決定次第、今年度の対象地区にご案内する予定です。また、各地区の希望を伺いながら、市独自の広域避難訓練の実施も検討してまいります。

6 ページをご覧ください。9. 避難先自治体への訪問についてです。昨年度、訓練での訪問を含め、避難先自治体の半数、6 市町を訪問しました。引き続き残りの市町を訪問し、広域避難計画の情報共有等を図っていく考えです。

10. 再稼働交付金を活用した道路環境の整備についてです。島根原発 2 号機の再稼働に伴い交付される国の交付金を活用し、災害時の円滑な避難と平常時の生活利便性の向上に繋げるため、市民生活に密着した生活道路の拡幅などの改良整備と、支障木伐採を実施することとしています。今年度から 2 か年で事業実施の予定であり、今年度は U P Z 内の市道 5 路線を対象に改良整備を行うとともに、1 路線を対象に支障木伐採を実施する予定です。

11. 島根原子力発電所の新規制基準適合性審査等に係る対応についてです。原子力規制委員会による審査の状況や安全対策工事の状況等は、中国電力から適宜、情報提供を受け、また説明会等に参加し確認しています。特に、再稼働が予定されている 2 号機については、主要な工事、検査、訓練の状況を県等とともに現地で確認する予定としています。以上で説明を終わります。

飯塚会長

先ほど、令和 5 年度及び令和 6 年度の取組について説明がありましたが、委員の皆様、お気づきの点、ご質問等があればお願いします。

A 委員

資料 1、7 ページのデジタル防災行政無線についてお尋ねします。60 MHz 周波数帯から 280 MHz 周波数帯に切り替わりましたが、湖陵地域の一部でトラブルにより放送を聞くことができないところがあるようです。行政で何らかの対応はされているのでしょうか。

小形防災安全課課長補佐

基本、60 MHz 周波数帯を使用されていた世帯に 280 MHz 周波数帯の戸別受信機を送らせていただいています。こうしたなか、湖陵地域の一部、具体的には、上畑、中畑集落で 280 MHz 周波数帯に切り替えた際、放送が入らない又は聞き取りにくいというご意見をいただいています。その場合、職員が直接自宅に出向き、確認・対応を行っています。今後も放送に係る不都合がありましたら、防災安全課又は行政センターにお電話をいただくと速やかに対応をさせていただきます。

B 委員

島根半島における分散備蓄について、食料と飲料水は用意されるものの、簡易トイレなどがないのはなぜでしょうか。また、孤立した際、停電対策として、ポータブル電源の配備も必要ではないでしょうか。

小形防災安全課課長補佐

分散備蓄を行う食料と飲料水は県と協議のうえで決定したものです。まずは1次的に食料と飲料水を備えるものとし、簡易トイレなどの防災資機材については、別途、本市が年次的に整備を行う予定です。また、ご指摘をいただいたポータブル電源も重要な防災資機材と考えています。ポータブル電源も年次的に整備する考えですが、島根半島には集落数も多いため、今後、精査が必要だと考えています。

飯塚会長

しっかりと対応させていただきます。それでは、議事に移ります。最初の地域防災計画の改定について、事務局、説明をお願いします。

小形防災安全課課長補佐

それでは、出雲市地域防災計画の改定について説明します。資料3をご覧ください。1. 災害体制の一般的基準の変更については最後に説明しますので、最初に、2. 指定避難所の追加、3. 指定避難所の変更、4. 指定緊急避難場所の追加、5. 指定緊急避難場所の変更について説明します。本市地域防災計画では、市民に分かりやすく、円滑な避難行動をいただくため、一定期間滞在する施設としての「指定避難所」と、切迫した災害の危険から避難するための施設又は場所としての「指定緊急避難場所」を指定しています。「指定避難所」と「指定緊急避難場所」は兼ねている施設もありますが、本年4月1日出雲市総合体育館が開館したことから、同体育館を「指定避難所」と「指定緊急避難場所」にそれぞれ追加するものです。なお、この追加により、市内の「指定避難所」は182か所、「指定緊急避難場所」は250か所となります。

また、平田コミュニティセンターといずれも企業交流館については、施設の建替えによる所在地変更及び施設の名称変更により、指定避難所と指定緊急避難場所を変更するものです。

続いて、裏面の2ページをご覧ください。島根県地域防災計画の修正に伴い、食料及び飲料水の備蓄目標数量の修正するものです。修正前は、県、市町村がそれぞれ0.5日、県民1日の2日分でしたが、修正後は、県、市町村がそれぞれ1日、県民が1日の3日分となります。

続いて、本市課題を踏まえた修正です。近年、本市においても空家は増加傾向にあります。特に老朽危険空家は周辺環境に悪影響を及ぼすだけでなく、能登半島地震でも顕著でありましたが、災害時は倒壊等により、住民の避難や緊急輸送、応急活動の妨げにもなることから、市民の安全・安心を確保するため、囲みのとおり、「老朽危険空家の除却促進」について追記するものです。

それでは、1ページに戻り、1. 災害体制の一般的基準の変更について説明します。資料で説明しますので、資料編11ページをご覧ください。本市地域防災計画

では、災害の防止・軽減及び災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、災害体制の一般的基準を定めています。各部局は災害体制に応じた人員を確保するため、必要に応じて、通常業務を縮小又は休止することとしています。こうしたなか、現行計画では、大雨、洪水、暴風、暴風雪などの風水害と地震災害が同じ体制・基準に規定されていることから、一般的基準を明確にするため、今後、「風水害」、「地震」、「津波」の災害別に分けることとし、3つの災害別に体制・基準を見直すこととします。

まず、地震ですが、地震発生時の職員動員体制を強化するため、参集する班及び所要人員を定め、自動参集とします。ただし、被害状況等によっては速やかに体制を縮小することとします。今回、職員の動員体制についての説明は省略しますが、12ページ下段スライドのとおり、震度3は注意体制、13ページ上段スライドのとおり、震度4は準備体制、下段スライドのとおり、震度5弱は警戒体制とし、予め決められた職員が自動的に参集します。なお、14ページ上段スライドのとおり、震度5強以上は特別警戒体制とし、全職員が参集、災害対応にあたります。

続いて、津波について説明します。11ページ下段のスライドをご覧ください。能登半島地震では本市においても津波注意報が発表されましたが、現行では、津波注意報、津波警報発表時の職員動員体制が脆弱かつ不明確であることから、職員動員体制を強化するため、参集する班、課及び所要人員を定め、自動参集とします。ただし、被害の状況によっては速やかに体制を縮小することとします。また、現行では、津波注意報、津波警報、大津波警報ともに、避難指示を発令することとしています。今後、津波注意報は避難指示を発令する基準から外し、総合的判断に基準を見直すこととします。なお、引き続き、津波警報、大津波警報は、避難指示を発令します。それでは、14ページ下段のスライドをご覧ください。津波注意報は準備体制、津波警報は警戒体制とし、参集する班、課及び所要人員を定め、自動参集とします。また、大津波警報は特別警戒体制とし、全職員が参集、災害対応にあたります。

最後に、風水害、大雨時の体制強化に係る基準見直しについてです。12ページ上段のスライドをご覧ください。全国的に1時間50ミリを超える降雨が増加しています。また、豪雨や夜間時の職員参集は危険を伴うため、早めの体制強化が重要となります。こうしたなか、松江气象台などの関係機関と連携を図り、また、過去の降雨データなども検証いただきながら、第1次災害体制、準備体制の基準を見直しするものです。現行の基準では、24時間200ミリの雨量が予想されたとき、また、1時間80ミリの雨量が予想されたとき、第1次災害体制としていましたが、今後は、24時間180ミリの雨量が予想されたとき、1時間50ミリの雨量が予想されたとき、24時間雨量が120ミリを超え、今後24時間雨量が

150ミリ以上を予想されたときに、第1次災害体制、準備体制とし、初動体制の強化に取り組みます。以上で説明を終わります。

飯塚会長

先ほど説明がありました出雲市地域防災計画の改定について、皆様、質疑・ご意見等があればお願いします。

皆様、よろしいでしょうか。それでは、出雲市地域防災計画の改定についてご承認いただける方は拍手をお願いします。

(拍手多数)

拍手多数により、出雲市地域防災計画の改定についてご承認をいただきました。それでは、出雲市地域防災計画（原子力対策編）の改定について、事務局、説明をお願いします。

角原子力防災室長

議題2、出雲市地域防災計画（原子力災害対策編）の改定について説明します。資料4の1ページをご覧ください。本年3月に島根県地域防災計画（原子力災害対策編）が改定されていることから、これと整合を図るため、市の計画を改定します。主な改定内容として、2点記載しています。1点目は「防災業務関係者の放射線防護」に係る指標の追加です。現行の計画では、防災業務関係者の放射線防護について、原子力災害対策指針に基づき、放射線業務従事者に対する線量限度を参考に行うと定めています。この度、国の防災計画や原子力災害対策指針の改定を踏まえ、県の地域防災計画に具体的な指標が定められたことから、これと整合を図るものです。具体的には、放射線業務従事者の平時における被ばく限度と、緊急作業に従事する者の被ばく限度を参考に表のとおり指標を定めます。

なお、指標の数値はあくまで上限であり、従来どおり防災業務関係者の被ばく線量ができる限り少なくなるよう努め、国、県と連携して、防護資機材の確保、被ばく管理を行うこととしています。2点目は、計画の添付資料である「各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」の修正です。EALとは、緊急時活動レベルの英語表記の略称であり、原子力災害の緊急事態に該当する状況であるか否かを判断するための基準です。その枠組みは、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じて、原子力災害対策指針に示されています。現行の計画では、稼働していない原子炉を対象としたEALを掲載していますが、県計画と整合を図り、島根原発2号機の状況を踏まえ、稼働後の原子炉を対象としたEAL、2ページから5ページに掲載している基準を追加するものです。以上、説明を終わります。

飯塚会長

先ほど説明がありました出雲市地域防災計画（原子力対策編）の改定について、皆様、質疑・ご意見等があればお願いします。

皆様、よろしいでしょうか。それでは、出雲市地域防災計画（原子力対策編）の改定についてご承認いただける方は拍手をお願いします。

(拍手多数)

拍手多数により、出雲市地域防災計画（原子力対策編）の改定についてご承認をいただきました。それでは、最後となりますが、（３）出雲市防災訓練について、事務局、説明をお願いします。

古川防災危機対策監

今年度の防災訓練について説明します。資料５をご覧ください。例年どおり、防災の日である９月１日、日曜日に開催し、地震、津波被害を想定した災害対応を訓練する予定です。会場は出雲市役所本庁を主体とし、避難所設置場所は日御碕コミュニティセンターを候補地として最終調整をしています。参加機関、団体等については、記載のとおりを予定していますが、細部については今後調整を詰めさせていただきます。次に今年度の訓練の焦点は、（３）津波、地震被害による関係機関との情報共有、（４）避難所の運営訓練として、津波警報に伴う住民の避難行動、ヘリコプター、小型船舶、ドローンを活用した救援活動としています。以上で説明を終わります。

飯塚会長

９月１日の防災訓練について説明がありました。まだこれから調整が必要な項目がありますが、今回は地震、津波を想定した訓練としています。皆様、質疑・ご意見等があればお願いします。

皆様、よろしいでしょうか。それでは、出雲市防災訓練についてご承認いただける方は拍手をお願いします。

（拍手多数）

拍手多数により、出雲市防災訓練についてはご承認をいただきました。防災訓練については、今後、関係機関の皆様と協議をさせていただきますが、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いします。

それでは、以上をもちまして議事についてはすべてご承認をいただきましたが、全体を通して何かご発言がございましたらお願いします。

３名の委員からそれぞれ情報提供

- ・熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートについて（松江地方気象台）
- ・水道移管等について（国土交通省出雲河川事務所）
- ・能登半島地震における支援活動について（出雲市総合ボランティアセンター）

飯塚会長

それでは、今年度の事業計画や計画の改定についてご協議をいただきました。詳細が決定していない事項もありますが、関係機関の皆様には本日の会議につきまして周知等をいただきますよう、よろしくお願いします。今後も引き続き、各計画に

基づいて、市民と行政が一体となって「自助・共助・公助」のバランスのとれた防災体制の強化に努め、安全で安心して住むことができる出雲市を目指してまいりたいと考えております。皆様には今後ともご協力をよろしくお願い致します。それでは進行を事務局にお返しします。

内藤防災安全部長

それでは、以上をもちまして、令和6年度出雲市防災会議及び出雲市国民保護協議会（出雲市危機管理推進会議）を閉会します。本日は、ありがとうございました。